

岐阜県特別支援教育推進連盟規約

(名称及び事務所)

第1条 この連盟は、岐阜県特別支援教育推進連盟と称する。(県特推連と略称)

2 この連盟の事務所は、理事の所属校に置く。

(目的)

第2条 この連盟は、特別支援教育並びに福祉の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この連盟は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援教育、福祉全般の振興に必要な事業
- (2) 各分野の情報を交換し、教育・福祉・医療相互の協力を図る活動
- (3) 障がい児・者の自立と社会参加の推進、並びに特別支援教育振興に関する大会の開催
- (4) その他、この連盟目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 この連盟は、次の各号に該当するものをもって構成する。

- (1) 特別支援学校校長会及び福祉に関する県団体
- (2) 特別支援教育に関するPTA及びこれに準ずる県団体
- (3) 特別支援教育、福祉の研究を目的とする県団体
- (4) その他、理事会で加盟を承認された団体

(役員及び運営)

第5条 この連盟は、構成団体から推薦する理事をもって構成する理事会により運営する。理事の数は別に定める。

- (1) 理事会には、会長1名、副会長若干名をおく。その選出は、理事会の推薦による。なお、会長の任期は5年までとする。
- (2) 会長は会議を招集主宰し、連盟の活動を統裁する。理事は本連盟の運営にあたる。
- (3) 会計監査2名をおく。会計監査は構成団体の中から選任する。
- (4) 理事及び会計監査の任期は2年とする。但し重任を妨げない。
- (5) 会長の下に事務局を設け、事務局員若干名をおく。

(財政)

第6条 この連盟の経費は、次によってまかなう。

- (1) 構成団体の分担金
- (2) 寄付金、その他の収入

第7条 この規約の施行に関しては、理事会において細則を設けることができる。

第8条 この規約は、昭和59年11月1日から施行する。

(会則の一部改正)

会則を一部改正し、平成3年11月7日から施行する。

会則を一部改正し、平成16年4月1日から施行する。

会則を一部改正し、平成19年4月1日から施行する。

会則を一部改正し、平成25年4月1日から施行する。

会則を一部改正し、平成29年4月1日から施行する。

会則を一部改正し、平成31年4月1日から施行する。

会則を一部改正し、令和4年9月9日から施行する。